

岡山県公報		発行 岡山県		目次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				目次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				目次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
指定納付受託者の指定の変更 【告示】		税務課	耕地課	〃	監理課	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

令和8年7月21日 岡山県公報 第12821号

◎岡山県告示第三百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による令和四年岡山県告示第百九十三号（指定納付受託者の指定）の一部を次のとおり変更する。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更の内容

指定納付受託者の名称及び住所

（変更前）

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

（変更後）

株式会社トラストバンク

東京都港区北青山二丁目一四番四号

二 変更の年月日

令和八年七月二十一日

〔三〇〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	土地改良区の名称							
	大谷池土地改良区							
二	退任及び就任役員	退任役員	就任役員	住所				理事監
	氏名	氏名	氏名					理事の別
	福永卓志	福永卓志	勝田郡奈義町広岡三三三					理事
	鈴木幹治	鈴木幹治	八六					
	柴田正稔	柴田正稔	六七一					
	鷺田和憲		一一九					
	奥裕子	奥輝明	六七五					
			一四三―五					
	鷺田次古	鷺田次古	二〇八					
	市川厚	市川厚	二一三―一					監事
	鷺田次古		二〇八					
	奥唯良		七七―三					

令和8年7月21日 岡山県公報 第12821号

〔三〇一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

大谷池土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月十四日

〔三〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年七月二十一日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気郡和気町、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、英田郡西栗倉村及び久米郡美咲町	基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	令和八年八月二十八日から令和九年三月三十一日まで

〔三〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区 内 可知地	測 量 区 域
公共測量（四級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和八年七月一日から同月三十一日まで	測 量 期 間

〔三〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉野市全域	測 量 区 域
公共測量（道路台帳図データ作成）	測 量 の 種 類
令和八年六月十日から令和九年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔三〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市山地地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和八年六月二十九日から 同年八月十五日まで	測 量 期 間

〔三〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
加賀郡吉備中央町 畠谷地内及び同町 北地内	公共測量（三級基準点測量）	令和八年七月七日から同年 十月十五日まで

〔三〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
井原市上出部町地内	公共測量（三級基準点測量）	令和八年六月二十五日

〔三〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市連島町西之浦地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年六月三十日	終了年月日

〔三〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市中央地内	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和八年三月三十一日	終 了 年 月 日

〔三一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市白楽町地内	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和八年三月三十一日	終 了 年 月 日